

平成23年8月

組合員・利用者の皆様へ

あわじ島農業協同組合

お 知 ら せ

謹啓 時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は農協事業につきまして、格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般の不祥事件について皆様に多大なご心配やご迷惑をおかけしましたことに、改めて深くお詫び申し上げます。今回の不祥事については、コンプライアンス（法令等遵守）の不徹底だけでなく、業務遂行上の内部管理・事務処理上の不備などを内包していました。今後、このような不祥事が再発することのないよう、下記の不祥事再発防止策を行うことにいたしました。

つきましては、組合員・利用者の皆様からの信頼回復に向け、役職員一同、全力で取り組んでまいりますので今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 内部管理態勢の強化について

- 1) 役職員の行動規範に基づき行動管理を徹底してまいります。
- 2) 事務要領等を遵守して、適正な事務処理を行います。
- 3) お客様とのお取引について、不定期に管理者による確認をさせていただきます。

2. 現金のお取扱いについて

- 1) 原則として、貯金・共済契約における満期、中途解約及び異動等に伴いお支払いさせていただく資金については、受領すべきご利用者名義の貯金口座への振込とさせていただきます。
- 2) やむを得ず、ご自宅等組合店舗外で現金をお支払いさせていただく場合は、ご利用者から「現金お届け確認書」または「共済金受領書」にご署名・押印をいただきます。
- 3) 組合店舗外でお取扱いさせていただく現金が200万円を超える場合は、複数の職員で対応させていただきます。ただし、ハンディ端末機により現金をお預かりさせていただく場合を除きます。

3. お取引時に発行させていただく領収書等について

現金等をお預かりさせていただく場合は、定められた様式の領収書・受取書・預り書(証)を必ず発行いたします。

4. お願い

つぎのような場合は、恐れ入りますが組合までお問い合わせください。

- 1) 領収書・受取書もしくは預り書(証)が発行されない場合。
- 2) 共済契約をいただいて2週間以上経過しても共済証書が届かない場合。(医的な確認、物件の鑑定等が必要で事前に共済証書のお届けに時間を要することを連絡させていただいたケースを除きます)
- 3) 受け取った書類に不審な点がある場合。

(お問い合わせ先) 本所コンプライアンス統括室 電話 0799-42-5200(代)